平成２２年（フ）第３６６号
長野県東筑摩郡山形村4684番地６　コーポきよみず305号
債務者　玉井　勝幸
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３８６号
長野県松本市筑摩３丁目11番25号、前住所長野県松本市並柳２丁目12番34－210号　アコール並柳
債務者　長澤なほみ
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３９５号
長野県松本市県２丁目８番14号　フォーブル県102号室
債務者　上嶋　和美
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５号
長野県安曇野市豊科5482番地５
債務者　西澤　香織
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６６２号
岐阜市上土居95番地
債務者　松原　紳樹
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９５９号
栃木県鹿沼市東町３丁目７番９号
債務者　中島　智子
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９９７号
川崎市宮前区馬絹980番地　ハイツイシワタ３－102
債務者　白石　幸美
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字池端106番地
債務者　本田　恵子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４号
栃木県日光市今市1287番地　アプリコットＡ103、前住所栃木県日光市平ヶ崎421番地
債務者　手塚　裕子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７０２号
神奈川県茅ヶ崎市今宿610番地１　ラフィーネＣ203
債務者　柳川　恭一
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７８号
岡山県瀬戸内市長船町長船952番地17
債務者　塩満　亜紀
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９８号
岡山市南区藤田648番地５
債務者　柴田　直樹
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０４号
岡山県高梁市正宗町2026番地８
債務者　井上　貴士
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５号
静岡県富士市蓼原1104番地の１　メゾンワタナベＡ－202号
債務者　中川　弘也
１　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６２３号
岡山市南区藤田680番地２　シャインブライトリー弐番館301
債務者　岩本里依子
１　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４号
静岡県富士市松本160番地の１アルページュ松本203号、前住所静岡県富士市中島49番地の２
債務者　春日　篤
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部